

平成二十二年第一回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

第 1 号 平成 22 年 2 月 17 日（水）

議事日程 第 1 号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席書記氏名	2
開会・開議	3
会議録署名議員の指名（日程第 1）	3
会期の決定（日程第 2）	3
議案 7 件一括議題（日程第 3 - 9）	3
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	3
報告（青後広監第 1 号 - 同第 2 号・日程第 10 - 11）	10
発言の申し出 広域連合長（鹿内博君）	10
閉会	11

平成 22 年第 1 回定例会 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録第 1 号
平成 22 年 2 月 17 日（水曜日）

議事日程 第 1 号

平成 22 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成 22 年 2 月 17 日（水曜日） 午後 2 時 30 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第 1 号 平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 第 4 議案第 2 号 平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計予算
 - 第 5 議案第 3 号 平成 21 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（
第 2 号）
 - 第 6 議案第 4 号 平成 21 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算（第 3 号）
 - 第 7 議案第 5 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 8 議案第 6 号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金
条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 9 議案第 7 号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
 - 第 10 青後広監第 1 号 定期監査報告
 - 第 11 青後広監第 2 号 例月出納検査報告
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12 名）

- 1 番 澁谷 勲 君
- 4 番 斎藤 直文 君
- 5 番 平山 誠敏 君
- 9 番 今 彰造 君
- 11 番 三津谷 公雄 君
- 12 番 森内 勇 君
- 13 番 齋藤 恵一 君
- 15 番 小野 俊逸 君

16番	吉田	豊君
17番	橋本	光榮君
19番	太田	健一君
20番	小笠原	義弘君

欠席議員(6名)

2番	相馬	篁一君
6番	小山田	久君
7番	馬場	騎一君
8番	宮下	順一郎君
14番	二川原	和男君
18番	竹内	弘君

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	鹿内	博君
副広域連合長	逢坂	雄一君
代表監査委員	柿崎	俊雄君
事務局長	大柴	正文君
会計管理者	福土	裕之君
業務課長	其田	昭彦君

出席書記氏名

書記長	田村	實
書記	橋本	智春
書記	磯野	裕子

午後 2 時 30 分開会

議長（澁谷勲君） これより、平成 22 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（澁谷勲君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、19 番太田健一議員及び 20 番小笠原義弘議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（澁谷勲君） 日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

議長（澁谷勲君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案第 1 号 平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算～

日程第 9 議案第 7 号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（澁谷勲君） 日程第 3 議案第 1 号「平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」から日程第 9 議案第 7 号「青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの計 7 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

広域連合長（鹿内博君） 平成 22 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たり、議案の概要について御説明申し上げる前に、一言ごあいさつを申し上げます。

高齢者の医療制度を巡りましては、民主党を中心とした新政権におきましては、現行の後期高齢者医療制度については、平成 24 年度末をもって廃止し、25 年度からは新制度へ移行したいとしながらも、新たな制度の具体的なあり方につきましては、昨年 11 月 6 日に設置されました厚生労働大臣が主宰する関係団体の代表、高齢者の代表、学識経験者が

らなる「高齢者医療制度改革会議」において明らかにしてまいるとし、これまでに3回にわたり会議が開催されております。

第1回、第2回につきましては、いずれも「新たな高齢者医療制度のあり方について」を議題として、総括的なフリーディスカッションが行われたものと伺っておりますが、先般2月9日第3回の会議においては、ようやく制度の基本的枠組みや運営主体のあり方といった具体的なテーマが設定され、改革議論が緒についたばかりの状況でございます。

当該改革会議においては、今年の夏ころまでには中間取りまとめを行い、地方公聴会等を開催し、年末までに最終取りまとめ、来年春の法案成立を目指すとしておりますが、当広域連合といたしましては、今後における国の状況変化等に、適時・適切に対応できるよう、常に最新の情報収集に努めることはもとより、いかなる状況下にあっても、高齢者の皆様、住まう地域で安心して安定した医療の提供を受けられ、健康で尊厳をもって生活できるよう、その環境整備に努めてまいることとしているところであり、このことこそが、私どもに課せられた責務であると認識しているところであります。

こうした中であって、今年度は、制度上2年ごとに見直すこととされている次期平成22年度及び23年度における新たな保険料率の算定期間に当たっておりますことから、昨年当広域連合が設置いたしました、当事者である高齢者の皆様に初め、それを支える現役世代の方及び支援する医療保険者、そして医療を提供していただく関係者で構成される当広域連合運営懇談会において、さらには、先般実施いたしましたパブリックコメントにより、保険料率設定に係る基本的な考え方に関し、広く御意見・御提案をいただけてきたところであります。

次期保険料率の設定に当たりましては、加速する高齢化に伴い、係る医療費の増大に歯止めがかからない中で、何らかの抑制策を講じない場合は、保険料の上昇が避けられない状況下にあること、また、現行制度が、平成24年度末をもっての廃止予定にあることなどを念頭に、高齢者の方々に不安や混乱を生じさせることのないよう、可能な限り保険料の増加抑制に努めるとの認識のもと、平成21年度からの決算剰余金の全額活用も含め、慎重に算定作業を進めてきたところであります。

その結果、国においては、決算剰余金、財政安定化基金の活用をも含めた4月からの後期高齢者医療保険料は、全国平均で約3パーセント上がる見通しであるとしている中であって、当広域連合におきましては、主なるものとして、保健事業関係では、健康診査事業においては、生活習慣病の治療中の方についても新たに健康診査の受診対象とする、市町村が実施する人間ドック及び高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業等の長寿・健康増進事業においては、未実施市町村に対する取組みの検討要請と、その事業展開に支障を来すことのない特別調整交付金を活用した財政支援、また、医療費の適正化関係では、後発医薬品使用促進のため、意思表示カードの作成・配布事業の継続実施、保険者機能強化の一環として、保険料収納率の向上に新たな積極的な取組みを行う市町村に対する財政支援等、これまでのサービス水準にさらなる充実を図りながらも、今期と同額・同率の保険料

率の設定にあっても、健全なる財政運営が可能であるとの判断に至ったところであります。

将来の医療制度の枠組みが見えない状況にはありますが、これまで家庭や社会のために長年尽くしてこられた高齢者の方々が、医療に対する不安を持つことなく、安心して十分な医療サービスの提供を受けることができるよう、県内各市町村との連携をより一層密にし、一丸となって制度の円滑な運営のため最大限努力することにより広域連合としての運営責任を全うしてまいり所存でありますので、議員の皆様には、広域連合の運営に当たり、引き続き御支援、御協力を賜わりますようお願い申し上げます。

それでは、議案第1号の平成22年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

平成22年度の予算総額は5億1108万余円となり、平成21年度の予算総額と比較しますと、6172万余円の減となっております。

まず、歳入の主なる内容について御説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金については、市町村からの共通経費負担金として5億96万余円を計上いたしました。

第3款繰入金については、財政調整基金からの繰入金として500万円を計上いたしました。

第4款繰越金については、前年度からの繰越金として500万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なる内容について御説明申し上げます。

第1款議会費については、議会運営に要する経費として129万余円を計上いたしました。

第2款総務費については、広域連合の運営に要する経費や特別会計への繰出金として4億9978万余円を計上いたしました。

主なものとしましては、職員人件費1億3243万余円、職員用住宅借上料等946万余円、事務室等借上料482万円、特別会計への繰出金3億3804万円となっております。

以上が平成22年度一般会計当初予算の概要でございます。

次に、議案第2号平成22年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成22年度の予算総額は1407億26万余円となり、平成21年度の予算総額と比較しますと、134億8009万余円の増となっております。

まず、歳入の主なる内容について御説明申し上げます。

第1款市町村支出金については、被保険者からの保険料等及び市町村の療養給付費の定率負担金として214億3572万余円を計上いたしました。

第2款国庫支出金については、国の療養給付費の定率負担金、高額医療費負担金及び調整交付金等として474億2246万余円を計上いたしました。

第3款県支出金については、県の療養給付費の定率負担金及び高額医療費負担金として114億8379万余円を計上いたしました。

第4款支払基金交付金については、若年者からの支援金である支払基金からの交付金と

して 570 億 4294 万余円を計上いたしました。

第 5 款特別高額医療費共同事業交付金については、国保中央会からの交付金として 1495 万円を計上いたしました。

第 7 款繰入金については、一般会計、臨時特例基金及び後期高齢者医療財政調整基金からの繰入金として 23 億 9424 万円を計上いたしました。

第 8 款繰越金については、前年度からの繰越金として 9 億 378 万円を計上いたしました。次に、歳出の主なる内容について御説明申し上げます。

第 1 款総務費については、国保連への業務委託や広域連合電算処理システムに要する経費など、3 億 4336 万余円を計上いたしました。

第 2 款保険給付費については、療養の給付に要する経費及び国保連への審査支払手数料など、1389 億 2867 万余円を計上いたしました。

第 3 款県財政安定化基金拠出金については、青森県が設置した基金への拠出金として 1 億 2831 万余円を計上いたしました。

第 4 款特別高額医療費共同事業拠出金については、国保中央会への拠出金として 1392 万余円を計上いたしました。

第 5 款保健事業費については、市町村への健康診査事業委託料として 2 億 4318 万余円を計上いたしました。

第 8 款予備費については、10 億 2576 万余円を計上いたしました。

以上が、平成 22 年度特別会計当初予算の概要でございます。

次に、議案第 3 号平成 21 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、先の平成 21 年第 2 回定例会において、青森県の給与改定に準じた給与改定に伴い一部減額調整を行った職員人件費について、平成 21 年 4 月 1 日付け人事異動に伴う職員人件費の最終調整及びその財源として見込んでいた市町村からの共通経費負担金について減額調整を行うものであります。

また、財政調整基金運用益に現計予算額を下回る収入額が見込まれることから、これを減額補正し、あわせてこれを財源とする財政調整基金積立金について所要の調整をするものである。

その結果、今回の補正額は 690 万余円の減額補正となり、予算規模は、5 億 4670 万余円となります。

次に、議案第 4 号平成 21 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成 21 年度保険給付費の決算見込額について精査した結果、現計予算額に不足額が見込まれることから、国、県、市町村支出金及び支払基金交付金を財源として歳入歳出それぞれ増額補正するものであります。

また、平成 22 年度に係る保険料軽減対策に対する国からの財政措置が平成 21 年度に引

き続き実施されることから、所要の調整を行うものであります。

また、一部市町村が実施した人間ドック等の事業について補助事業として財源措置するため、所要の調整を行うものであります。

また、平成 22 年 2 月 4 日付けで国から平成 20 年度に係る医療給付費等国庫負担金の交付額が確定通知により確定されたことから、この確定通知に基づき国、県及び市町村に対し、超過交付となっている額を返還するものであり、その財源は、後期高齢者医療財政調整基金からの繰入金及び前年度からの繰越金をもって充てるものであり、歳入歳出それぞれ所要額の増額補正を行うものであります。

なお、2 村においては、療養給付費負担金に不足額が生じたことから、追加請求を行うため、歳入に所要額を増額補正するものであります。

その結果、今回の補正額は 63 億 3349 万余円の増額補正となり、予算規模は、1341 億 8767 万円となります。

議案第 5 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の勤務時間の改定に準じ、職員の勤務時間を 1 週間当たり 38 時間 45 分に改めるものであり、あわせて関連条例について所要の改正をしようとするものであります。

議案第 6 号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、保険料負担の軽減策の継続等に係る国による財政支援措置に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

最後に、議案第 7 号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 22 年度及び平成 23 年度の所得割率及び被保険者均等割額の改定並びに保険料の軽減を継続するため、所要の改正をしようとするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。十分に御審議の上、原案どおり御議決くださるようお願い申し上げます。

議長（澁谷勲君） 議案第 1 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御質疑なしと認めます。

議案第 1 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御質疑なしと認めます。

議案第2号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

議案第3号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御質疑なしと認めます。

議案第3号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

議案第4号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御質疑なしと認めます。

議案第4号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

議案第5号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御質疑なしと認めます。

議案第5号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御質疑なしと認めます。

議案第6号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

議案第7号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御質疑なしと認めます。

議案第7号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

日程第10 青後広監第1号 定期監査報告

日程第11 青後広監第2号 例月出納検査報告

議長（澁谷勲君） 日程第10 青後広監第1号「定期監査報告」及び日程第11 青後広監第2号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

議長（澁谷勲君） 閉会にあたり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

広域連合長（鹿内博君） 平成22年第1回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、慎重なる御審議の結果、原案どおり、平成22年度予算を初め、本年度における所要の補正予算並びに条例の一部改正についての御議決を賜わり、厚くお礼申し上げます。

高齢者の医療制度改革を巡りましては、国においては、新たな枠組みについての本格的な議論が緒についたばかりという状況にあり、また、そうした中であっての今般の保険料率の見直しでございましたが、当広域連合におきましては、これまで取り組んでまいりましたサービス水準のさらなる充実を図りながらも、今期と同額・同率の保険料率の設定にあっても、健全なる財政運営が可能となりましたことは、平素からの当広域連合の運営に対しましての議員各位初め、構成市町村の皆様の御支援・御協力の賜物と深く感謝申し上げます。

平成24年度末までとされております現行制度の運営に当たりましては、国の状況変化等に適時・適切に対応できるよう、常に最新の情報収集に努め、いかなる状況下にあっても、高齢者の皆様が、いささかも医療に関する不安を抱くことなく、住まう地域で安心して安定した医療の提供を受けられるよう、その環境整備に努めてまいる所存でありますので、議員各位におかれましては、より一層の御支援・御協力を賜わりますよう、重ねてお願い申し上げます。

議員の皆様には、当広域連合議会の議員のお立場のみならず、それぞれの構成市町村における長又は、議会議長さんとして、これから新年度当初予算議会を控え何かとお忙しいと存じますが、今後とも御健勝でますます御活躍されますことを御祈念を申し上げ、定例会の閉会に当たり、お礼のあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

議長（澁谷勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

閉 会

議長（澁谷勲君） これにて、平成 22 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 56 分閉会

署 名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 澁 谷 勲

議 員 太 田 健 一

議 員 小笠原 義 弘

